

○大府市週休 2 日工事実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、建設業界において、喫緊の課題となっている将来の担い手確保のため、建設現場における労働環境の改善が求められていることを鑑み、労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休 2 日の普及に取り組むとともに、将来にわたる週休 2 日の定着を図るため、週休 2 日工事に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（分離発注工事の場合において各発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を含む。）
- (2) 祝日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 工事完了日 完了届を提出する日
- (4) 月単位の週休 2 日 第 4 条に規定する対象期間内のすべての月（対象期間の開始日にかかわらず、暦上の月を 1 月とする。）ごとにおいて、休工率（休工日数／対象期間日数）が 28.5%（4 週 8 休）以上であること。
- (5) 通期の週休 2 日 第 4 条に規定する対象期間内において、休工率（休工日数／対象期間日数）が 28.5%（4 週 8 休）以上であること。

(対象工事)

第 3 条 週休 2 日の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、大府市、大府市水道事業又は大府市下水道事業の発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が 5 日以内の工事をいう。）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事

(対象期間)

第 4 条 週休 2 日の対象期間は、契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3 日間）
- (4) 年末年始休暇（6 日間）

- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）
（週休2日の取得に要する費用の計上）

第5条 対象工事における休工状況に応じ、各経費に次の補正係数を乗じるものとする。
ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

| 休工状況の適用区分 | 月単位の週休2日 | 通期の週休2日 | 通期の週休2日未満 |
|---|----------|---------|-----------|
| 労務費 | 1.04 | 1.02 | 1.00 |
| 機械経費（賃料） | 1.02 | 1.02 | 1.00 |
| 共通仮設費率 | 1.03 | 1.02 | 1.00 |
| 現場管理費率 | 1.05 | 1.03 | 1.00 |
| 備考 | | | |
| 1 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、労務費にのみ補正係数を乗じる。 | | | |
| 2 市場単価の補正対象及び補正係数は別表1のとおりとする。 | | | |
| 3 土木工事の標準単価の補正対象及び補正係数は別表2のとおりとする。 | | | |

- 2 補正係数による補正方法の適用については、次のとおりとする。
- (1) 発注者は当初設計にて、第1項の表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
 - (2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、受注者は、休工状況に応じて通期の週休2日又は通期の週休2日未満の区分の補正係数に変更する。

（取組内容）

第6条 対象工事の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書等に週休2日工事であることを明示する。
例「第〇条 本工事は、大府市週休2日工事实施要領の対象工事とする。」
- (2) 発注者は、対象工事の工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。
- (3) 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出するものとする。
- (4) 受注者は、毎月5日までに実施工程表に実施結果（休工日及び非対象期間を明示したもの）を添付し提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (5) 受注者は、月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告することとする。
- (6) 受注者は、発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、協力しなければならない。
- (7) 受注者は、月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策

を工事完了検査日までに発注者に報告しなければならない。ただし、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りでない。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 月単位の週休2日を達成した場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」の項目において、評価する。ただし、暦上の1月の土曜日、日曜日及び祝日の休工では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日及び祝日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。

(2) 通期の週休2日を達成した場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」の項目において、評価する。

2 受注者が、週休2日工事に取り組むことが認められなかった場合は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」の項目において、2点減ずる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の大府市週休2日工事实施要領の規定により契約された工事は、改正後の大府市週休2日工事实施要領の規定にかかわらず、当該工事が完了する日までの間は、従前の例による。

別表 1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | |
|-----------------------------|-------|------|------|
| | | 現場閉所 | |
| | | 通期 | 月単位 |
| 鉄筋工 | | 1.02 | 1.04 |
| ガス圧接工 | | 1.02 | 1.03 |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.02 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止柵） | | 1.01 | 1.02 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.02 | 1.03 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 |
| 法面工 | | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.03 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.02 | 1.03 |
| 道路植栽工 | 植樹 | 1.02 | 1.04 |
| | 剪定 | 1.02 | 1.04 |
| 公園植栽工 | | 1.02 | 1.04 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.01 | 1.01 |
| 薄層カラー舗装工 | | 1.00 | 1.01 |
| グルーピング工 | | 1.00 | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.01 | 1.02 |
| コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工） | | 1.01 | 1.01 |

別表 2

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | |
|-----------------------------------|-------|------|------|
| | | 現場閉所 | |
| | | 通期 | 月単位 |
| 区画線工 | | 1.02 | 1.04 |
| 高視認性区画線工 | | 1.02 | 1.04 |
| 橋梁塗装工 | | 1.01 | 1.03 |
| 構造物とりこわし工 | 機械 | 1.02 | 1.03 |
| | 人力 | 1.02 | 1.04 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.02 | 1.04 |
| 排水構造物工 | | 1.02 | 1.04 |
| 鋼製排水溝設置工 | | 1.02 | 1.04 |
| 表面被覆工 (コンクリート保護塗装) | 固定足場 | 1.01 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.01 | 1.02 |
| 表面含浸工 | 固定足場 | 1.02 | 1.04 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.04 |
| 連続繊維シート補強工 | 固定足場 | 1.02 | 1.04 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.04 |
| 剥落防止工 (アラミドメッシュ) | 固定足場 | 1.02 | 1.04 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.04 |
| 漏水対策材設置工 | 固定足場 | 1.02 | 1.04 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.04 |
| 防草シート設置工 | | 1.01 | 1.03 |
| 紫外線硬化型 F R P シート設置工 (ポリエステル樹脂) | 固定足場 | 1.01 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.01 | 1.01 |
| 塗膜除去工 | | 1.02 | 1.04 |
| バキュームブラスト工 | | 1.01 | 1.01 |
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.04 |
| 仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール) | | 1.02 | 1.04 |
| 機械式継手工 | | 1.02 | 1.04 |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工 | | 1.02 | 1.03 |
| ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工 | | 1.01 | 1.01 |
| F R P 製格子状パネル設置工 | | 1.00 | 1.00 |
| 侵食防止用植生マット工 (養生マット工) | | 1.02 | 1.04 |
| 支承金属溶射工 | | 1.02 | 1.04 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工 | | 1.02 | 1.03 |